離婚後の子の養育に関するルールの改正

父母が離婚後も適切な形でこどもの養育に関わりその責任を果たすことは、こどもの利益を確保するために重要です。2024年（令和６年）５月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、**こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています**。この法律は、2026年（令和８年）４月１日より施行されています。

ただし、DVや虐待の恐れがある場合には、一部のルールの適用について例外があります。

1　親の責務に関するルールの明確化

○婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務を明確化
- こどもの人格の尊重
- こどもの扶養
- 父母間の人格尊重・協力義務

※DVや虐待から避難するために必要な場合は、この義務に違反しない

○親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化

2　親権に関するルールの見直し

○協議離婚の際は、父母双方又は一方を親権者と指定することができる
（**単独親権／共同親権**）

○協議が調わない場合、子の利益の観点から、裁判所が父母双方又は一方を親権者と指定する

※DVや虐待等の恐れがある場合は、単独親権としなければならない

○婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備、明確化

○監護の分掌（実際の世話の分担）に関する規律を整備　等

3　養育費の支払確保に向けた見直し

○養育費債権に先取特権を付与

○法廷養育費制度を導入

○養育費に関する裁判手続きの利便性向上

4　安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

5　その他の見直し

○財産分与の請求期間が離婚後２年から５年へ伸長
※令和８年３月31日以前に離婚した夫婦は２年のまま

○養子縁組がされた後の親権者について明確化　等

詳しくは　法務省民事局ホームページ「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」